

議案第 45 号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月9日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後的小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定（新条例第5条第2項の規定による金額に加算する額を、第1号に該当する扶養親族については333円と、消防団員等（小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例第5条第3項の消防団員等をいう。以下同じ。）に第1号に該当する者がない場合において第2号に該当する扶養親族のうち1人については333円とする部分を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第3項の規定（新条例第5条第2項の規定による金額に加算する額を、第1号に該当する扶養親族については333円と、消防団員等に第1号に該当する者がない場合において第2号に該当する扶養親族のうち1人については333円とする部分を除く。）は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」と

いう。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定は、新条例第5条第3項の規定（新条例第5条第2項の規定による金額に加算する額を、第1号に該当する扶養親族については333円と、消防団員等に第1号に該当する者がない場合において第2号に該当する扶養親族のうち1人については333円とする部分に限る。）の適用について準用する。この場合において、前項中「平成29年4月1日」とあるのは「この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）」と、「同日」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。
- 4 この条例による改正前の小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく公務災害補償は、新条例による公務災害補償の内払とみなす。